

青 警 本 保 第 6 7 8 号
平 成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号。以下「改正法」という。）が本年11月28日公布され、そのうち災害により猟銃を亡失した者等についての猟銃の許可の基準の特例に係る規定については本日から施行された。これに伴い制定された銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第378号。以下「改正政令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第78号。以下「改正府令」という。）についても、本年11月28日から施行された。これら改正法等の趣旨、概要等は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「法」と、改正政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）を「令」と、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）を「府令」という。

記

第1 改正法の趣旨

オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会等の国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めるものである。

第2 改正法の概要

1 練習射撃場の制度の拡充

(1) 空気銃に係る練習射撃場の制度の新設

空気銃に係る練習射撃場の制度を新設し、当該練習射撃場において、空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が射撃練習を行うことができることとした。（法第9条の9及び第9条の10関係）

(2) 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置

練習射撃場を管理する者は、年少射撃資格者が当該練習射撃場において空気

銃の射撃練習を行おうとするときは、その指導を行う者を、練習射撃指導員のうちから指名しなければならないこととした。(法第9条の11関係)

2 年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

(1) 年少射撃資格者の下限年齢の引下げ

年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引き下げることとした。(法第9条の13関係)

(2) 年少射撃資格の認定の失効年齢の引上げ

年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引き上げることとした。(法第9条の15関係)

3 その他の規定の整備

災害により許可済猟銃(所持しようとする種類の猟銃であつて、法第4条第1項第1号の規定による許可を受けたものをいう。以下同じ。)を亡失した者等について猟銃の許可の基準の特例を定めることとした。(法第5条の2関係)

4 施行期日等

(1) 施行期日

改正法については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、3、(2)及び(3)については、公布の日から施行することとした。(改正法附則第1項関係)

(2) 経過措置

東日本大震災等の災害により3の施行の日前に猟銃を亡失した者等について、ライフル銃の許可の基準の特例を定めることとした。(改正法附則第2項関係)

(3) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)の鳥獣被害対策実施隊員及び同法の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者で一定の基準を満たすものが法第5条の2第3項第2号の適用を受ける場合に技能講習を一定期間免除することとした。(改正法附則第3項)

第3 改正政令の趣旨及び概要

改正法の一部の施行に伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃等講習会の講習時間を定めることとした。(令第17条関係)

第4 改正府令の趣旨及び概要

改正法の一部の施行に伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃の所持の許可の申請書に添付する書類を定めることとした。(府令第11条及び別表第一関係)

第5 災害により猟銃を亡失した者等についての猟銃の許可の基準の特例に係る運用上の留意事項

本特例の対象となり得る者が、その適用を受ける機会を逸することのないよう、本特例の内容について、災害により猟銃を亡失した者等に教示するとともに、適切な広報活動により猟銃の所持者に周知徹底を図ること。

【担当】

保安課危険物係